（４）農業改良資金　〔相談窓口：公庫、普及指導センター、農協等〕

資 金 の 内 容	利率	償還期限 （据置期間を含む） （年以内）	据 置 期 間 （年以内）	貸付金の限度額	貸付対象者
新作物や新技術の導入等にチャレンジするための資金 〔資金の内容〕 ① 施設（農機具を含む。）の改良、造成又は取得 ② 永年性植物の植栽又は育成 ③ 家畜の購入又は育成 ④ 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備 ⑤ 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一時支払い ⑥ 農機具、運搬用器具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する対価の全額の一時支払い ⑦ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費 ⑧ 品種の転換 ⑨ 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得 ⑩ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用 ⑪ ⑤から⑩までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、その他の費用（農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る） ア 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。） イ 農作業を受託する場合に必要な資金（農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。） ※⑧は認定農業者又は集落営農組織のみ、⑨及び⑩は認定農業者のみ、⑪のアは認定農業者、集落営農組織又はエコファーマーのみが対象	無 利 子	１０ （１２）	３ （５）	認定農業者 個人　　５，０００万円 法人　１億５，０００万円 認定農業者以外 当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の８割に相当する額と上記の額のいずれか低い額	１　認定農業者 ２　認定就農者 ３　一定の条件を満たす主業農業経営の経営者 ４　１～３の経営の経営主以外の農業者で、以下のことが明確になっている家族経営協定を締結している者 (ア)経営のうち一部の部門について主宰権があること (イ)その経営の危険負担及び収益の処分権利があること ５　一定の条件を満たす集落営農組織 ６　１～４までの者が全構成員の過半を占める法人格をもっていない任意団体（集落営農組織以外） ７　導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー

注１：償還期限のカッコ内は、中山間地域等の条件不利地域、認定農業者が認定就農者を雇用する場合及びエコファーマーの場合。
　据置期間のカッコ内は、中山間地域等の条件不利地域、認定農業者が認定就農者を雇用する場合。
２：償還期限（据置期間を含む。）は、経営状況、貸付対象施設、規模、耐用年数等を総合的に勘案し設定。
３：平成１９年度より地方公共団体が独自に実施する補助事業の補助残分の貸付が可能となった。
４：東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、無担保・無保証人、償還期間（据置期間を含む）を３年延長して貸付が可能。